

越谷市まちの整備に関する条例の一部改正について

令和5年5月26日に「宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、盛土規制法）」が施行されました。

越谷市では、**市内全域**を盛土規制法に基づく宅地造成等工事規制区域に指定する予定（令和7年5月26日）であり、区域内で宅地造成等に関する工事（※下記②参照）を行う場合にはあらかじめ許可を受ける必要があります。このたび、越谷市まちの整備に関する条例が一部改正され、盛土規制法による許可を要する行為を行う場合、届出・協議が必要になります。

また、許可の要否について判断をするため、開発行為等計画届、開発行為等事前協議書等の**各種様式の変更**を行います。あわせて、**造成計画の高さが記載された図面の提出**が必要となりますので、あらかじめご留意ください。（※下記③参照）

改正条例は**令和7年5月26日**から**施行**されます

①条例の改正内容

- 盛土規制法に基づく許可を必要とする**盛土・切土・土石の堆積**が条例の「開発行為」に新たに位置づけられ、**届出・協議**が必要になります。
- 盛土・切土等を行う際に設置する**擁壁や土石の堆積の安全対策**が協議の対象となります。**擁壁**を設置する場合は、構造等が技術的基準に適合している必要があります。

②許可を要する行為について

	<土地の形質の変更（盛土・切土）>					<土石の堆積（一時堆積）>	
要件	①盛土で高さが 1 m超 の崖を生じるもの	②切土で高さが 2 m超 の崖を生じるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2 m超 の崖を生じるもの（①、②を除く）	④盛土で高さが 2 m超 となるもの（①、③を除く）	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 となるもの（①～④を除く）	⑥最大時に堆積する高さが 2 m超 かつ面積が 300㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 となるもの
イメージ図							

注意

規制区域の指定日（令和7年5月26日）に、現に盛土・切土・土石の堆積など許可を要する行為を行っている場合は、指定日から**21日以内**に工事内容の**届出**が必要になります。

③手続きの主な変更について

- ☐ **開発行為等計画届・開発行為等事前協議書の記載事項**に**盛土・切土・土石の堆積の高さ**や**面積の記載**が追加されます。
- ☐ 盛土等の高さや面積が記載された図面が必要になります。

お問い合わせ先

越谷市役所
都市整備部開発指導課
TEL 048-963-9234（直通）

規制候補区域



HP 90928